

鋼船規則

規
則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

8章 電気設備

8.1 一般

8.1.3 試験*

-1.及び-3.を次のように改める。

-1. 浮体施設の安全に係る設備又は装置及び浮体施設の位置保持に係る設備又は装置（電力に依存する位置保持システムに限る。）に用いられる電気設備であつて、次の(1)から(54)に掲げるものは、当該試験を行うための適当な装置を備える製造工場等において H 編の関連規定に従つて試験を行わなければならない。

- (1) 発電機及び電動機
- (2) 電動機用制御器
- (3) 主配電盤及び非常用配電盤
- (4) 単相 1kVA 及び三相 5kVA 以上の動力及び照明用変圧器
- ~~(5) 5kW 以上の半導体電力変換装置~~

-2. (省略)

-3. 浮体施設の安全に係る設備又は装置及び浮体施設の位置保持に係る設備又は装置（電力に依存する位置保持システムに限る。）に用いられる電気設備であつて、次の(1)から(56)に示す電気機器及びケーブルは、別に定めるところにより形式ごとに形式試験を行わなければならない。

- (1) ヒューズ
- (2) 遮断器
- (3) 電磁接触器
- (4) 防爆形電気機器
- (5) 動力、照明及び船内通信用ケーブル
- (6) 5 kW 以上の半導体電力変換装置

(-4.から-9.は省略)

附 則

1. この規則は、2021年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。